

改定後	改定前
<p>第17条（支払方法） （略）</p> <p>4. 包括代理人および店子から提出された売上データまたは売上票の正当性に疑義があると当社が認めた場合、包括代理人および店子は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで包括代理人に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。<u>また、調査開始より30日を経過しても疑義が解消しない場合には、立替払金の支払いを拒絶できるものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は包括代理人に当該立替払金を支払うものとします。</u>この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p>	<p>第17条（支払方法） （略）</p> <p>4. 包括代理人および店子から提出された売上データまたは売上票の正当性に疑義があると当社が認めた場合、包括代理人および店子は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで包括代理人に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p>
<p>第42条（届出事項の変更等） （略）</p> <p>4. 包括代理人および店子が第3条第1項（6）及び第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、包括代理人および店子に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、包括代理人および店子は、これに応じるものとします。</p>	<p>第42条（届出事項の変更等） （略）</p> <p>4. 包括代理人および店子が第3条第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、包括代理人および店子に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、包括代理人および店子は、これに応じるものとします。</p>
<p>第46条（有効期間・解約）</p> <p><u>本規約の有効期間は本規約締結の日から1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに包括代理人、店子又は当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。</u>包括代理人および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しよう</p>	<p>第46条（有効期間・解約）</p> <p>包括代理人および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、<u>相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。</u>但し、包括代理人および</p>

<p>とする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。但し、包括代理人および店子が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が包括代理人および店子との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（包括代理人との連絡不能による場合は、第42条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、<u>当社は包括代理人および店子に予告することなく本規約を解約できるものと</u>します。</p>	<p>店子が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が包括代理人および店子との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、<u>当社は包括代理人に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより</u>（包括代理人との連絡不能による場合は、第42条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本規約を解約できるものとします。</p>
---	---